

河川の整備

1 現 状

本県には、一級河川7水系363河川、二級河川74水系193河川があります。このうち、国が一級河川7水系37河川、延長250,7kmを管理し、県は一級・二級あわせて81水系548河川、延長2,337.4kmを管理しています。

県管理の河川では、時間雨量60ミリメートルの雨による洪水を安全に流下させることを最小限の目標として整備を進めており、平成25年度末の県管理河川における整備済延長の割合は39.1%となっています。

2 課題・問題点

- (1) 国が管理する河川は治水上極めて重要であり、木曾三川、雲出川等の直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2) 局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が増加している一方で、河川整備率は未だ低いことから、洪水や高潮対策がますます重要になっています。
- (3) これまでの洪水・高潮対策に加え、東日本大震災の教訓から、南海トラフ巨大地震への対応が求められており、地震・津波、施設の老朽化などの新たな課題に対する取組が必要です。
- (4) 施設によるハード対策には限界があることから、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備支援等、ソフト対策を推進する必要があります。

3 対応方針

- (1) 直轄事業については、引き続き事業費が確実に確保されるよう、国や関係機関に働きかけていきます。
- (2) 洪水や高潮対策として県が実施する河川事業のうち、補助事業として広域河川改修事業（三滝川・木津川）などを17河川で実施します。
- (3) 地震・津波対策として、河口部の大規模水門等について耐震性能を確認のうえ必要な対策を行うとともに、長寿命化計画の策定と計画に基づく延命化対策を実施していきます。
施設の老朽化対策として、平成29年度までに津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所183箇所について補強対策を進めます。
なお、平成26年度は、24箇所（累計49箇所）の対策を進めます。
- (4) 避難判断水位の設定や浸水想定区域図の作成を引き続き進めるほか、雨量・水位情報の確実な情報提供に努めます。

本年度の県内の主な河川改修事業



凡例

-  直轄河川事業
-  県河川事業 (1級河川)
-  県河川事業 (2級河川)

【直轄事業】

木曾三川河川改修事業（桑名市太平町・長島町、木曾岬町源緑輪中地先 他）



【直轄事業】

雲出古川河川改修事業（津市雲出伊倉津町地先）



【県事業】

三滝川河川改修事業、鉄道橋・道路橋緊急対策事業（連続立体交差関連）
（四日市市西町地先）



【県事業】

相川河川改修事業（津市藤方地先）



砂防・ダムの整備

1 現 状

本県は、土石流危険渓流が5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が10,473箇所、地すべり危険箇所が87箇所の合計16,208箇所の土砂災害危険箇所があります。これらのうち、既に保全した人家戸数の割合は、平成25年度末で26.1%となっています。

また、県土整備部が管理するダムには、君ヶ野ダム（津市）、宮川ダム（大台町）、滝川ダム（伊賀市）があり、現在、^{とばこうち}鳥羽河内ダム（鳥羽市）が事業中です。

【参考】国が管理するダム：^{はちす}蓮ダム（松阪市）

独立行政法人水資源機構が管理するダム：

青蓮寺ダム（名張市）、比奈知ダム（名張市）

【事業中】川上ダム（伊賀市）

2 課題・問題点

(1) 砂防事業は、従来からの土砂災害防止の取組に加え、土砂災害危険箇所内に立地する病院や老人福祉施設などの災害時要援護者関連施設を保全する取組や、大規模地震時に土砂災害から避難地や避難路を保全する取組が求められています。

(2) 水資源機構が事業中の川上ダムは、国が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」から平成22年9月に示された「新たな基準」に基づく検証対象とされているため、事業主体において早期にダム検証を行う必要があります。

県が事業中の鳥羽河内ダムについては、平成25年度にダム検証を終え、その中で「貯留型ダム」から「流水型（穴あき）ダム」に変更したことから、設計を見直す必要があります。

(3) 近年の頻発する局地的集中豪雨や大型化する台風、南海トラフ巨大地震などへの対応が求められている中、施設によるハード対策には限界があることから、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備支援等、ソフト対策を推進する必要があります。

3 対応方針

(1) 災害時要援護者関連施設対策事業や、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において避難地や避難路を保全する急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業を実施するとともに、通常の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進に努めます。

(2) 川上ダムについては、関係機関（国、水資源機構、京都府、大阪府、奈良県、伊賀市）と協議や調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認めて推進してきた事業であることから、国等に対し、ダム検証を速やかに実施し、早期完成に努めるよう働きかけていきます。

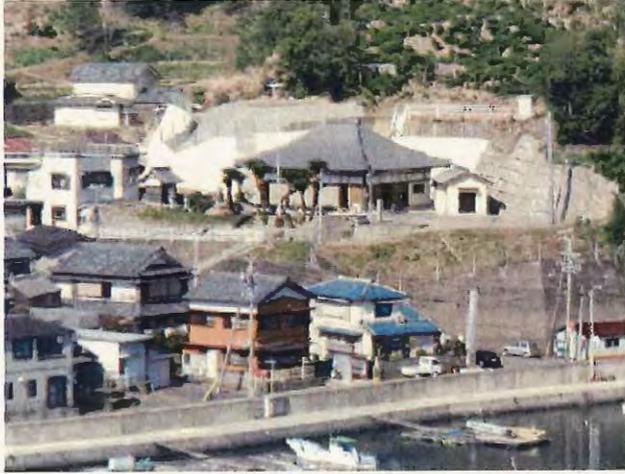
鳥羽河内ダムについては、早期完成に向け、調査・設計を進めていきます。

(3) 土砂災害に対する市町が行う警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査並びに土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

本年度の県内の主な砂防・ダム事業



急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業（南伊勢町下津浦2地区）



砂防激甚災害対策特別緊急事業（熊野市金山町地内 上大長田谷）



被災時



整備後

港湾・海岸の整備

1 現状

港湾は、地域の人流・物流ネットワークの拠点として、県民生活と産業活動を支える重要な役割を果たしています。また、大規模地震時には、緊急物資等の輸送において海上輸送が重要な役割を担います。

県内には、四日市港管理組合が管理する国際拠点港湾である四日市港、県が管理する重要港湾である津松阪港、尾鷲港の2港、地方港湾17港、あわせて20港湾があります。

一方、本県における海岸線の延長は約1,088km（全国で8番目の長さ）で、その72%にあたる約783kmが、県土整備部の所管する海岸線となっています。さらに、そのうちの39.2%にあたる約307kmが、海岸保全区域として指定されています。

海岸保全施設は、高潮・高波等の海岸災害から背後の人命や財産を守る役割を担っており、長島地区海岸などで整備を進めています。

2 課題・問題点

(1) 港湾施設は、老朽化等により機能の低下等が見られることから、適切な更新が必要となります。また、耐震基準を満たしていない臨港道路の橋梁について対応が必要です。

(2) 海岸保全施設は、昭和28年の台風13号または昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが大部分で、築後約50年が経過し、老朽化や海岸侵食等で海岸保全施設の機能低下が見られることから、高潮対策、侵食対策、老朽化対策等が必要となっています。

また、地震による液状化の発生や津波による被害を軽減するための対策が求められています。

3 対応方針

(1) 施設の更新に当たっては、利用状況等を勘案し優先順位をつける等、効率的、効果的な実施に努めます。

現在、津松阪港において、老朽化した大口岸壁棧橋上部の更新工事及び宇治山田港において、老朽化した護岸の更新工事を引き続き行っているところです。

また、橋梁の耐震点検を進め、整備計画を策定し、これに基づき耐震対策を長島港（江ノ浦大橋）にて実施しています。

津松阪港（大口地区）（松阪市大口町）岸壁工事箇所



(2) 高潮・高波に対する海岸保全施設の機能低下、海岸侵食の進行、地震による液状化等により、災害の発生のおそれがある長島地区海岸、宇治山田港海岸、的矢港海岸、井田地区海岸（七里御浜海岸）等において整備を行います。

また、平成23年度までに実施した老朽化調査の結果に基づき、緊急に補強対策が必要とした200箇所について、平成24年度から平成27年度までの4年間で対策を行うものとし、平成25年度末までに150箇所の対策を実施しました。平成26年度は残る50箇所の対策を集中的に進め、対策完了目標年度を1年前倒しし、200箇所の補強対策の完了を目指します。

宇治山田港海岸（伊勢市二見町）
侵食対策事業箇所



安乗地区海岸（志摩市阿児町）
平成25年度老朽化対策完了箇所

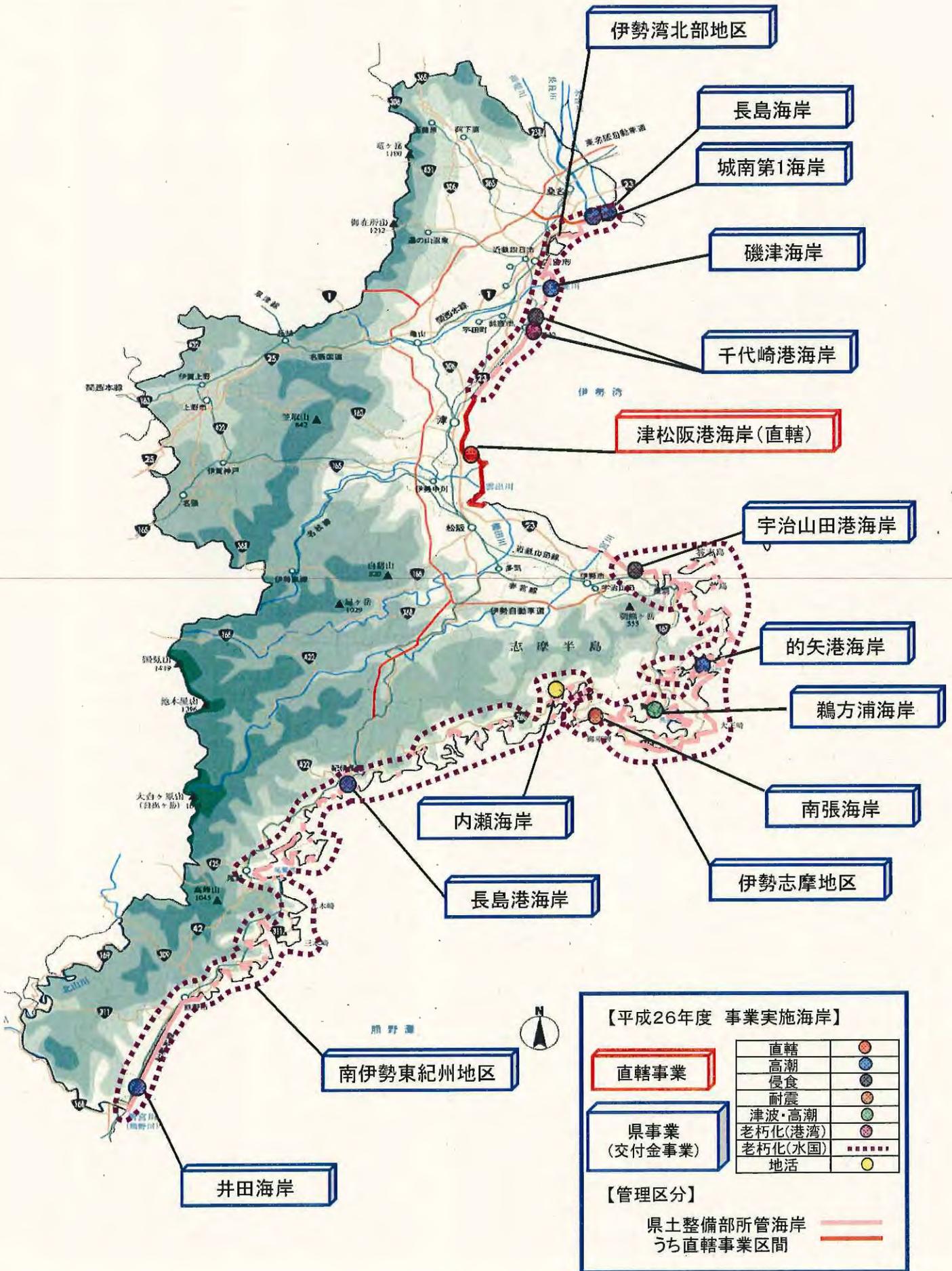


【三重県の港湾】



● (Red)	国際拠点港湾 (1)
● (Orange)	重要港湾 (2)
● (Blue)	地方港湾 (17)
◎	H26事業箇所
◆	耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】



【平成26年度 事業実施海岸】

直轄	●
高潮	●
侵食	●
耐震	●
津波・高潮	●
老朽化(港湾)	●
老朽化(水国)	●
地活	●

【管理区分】

県土整備部所管海岸 ————

うち直轄事業区間 ————

河川・砂防・港湾・海岸の維持管理

1 現 状

河川・砂防・港湾・海岸施設は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止や、施設の適正な利用、周辺環境の保全などを図っていくために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要です。

河川・砂防・港湾・海岸施設が損傷や老朽化に伴う機能低下（亀裂の発生、空洞化、操作不能など）などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、定期的なパトロールや点検を実施し、適切な維持管理に取り組んでいます。河川堆積土砂撤去については、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法等により、平成25年度には約43万㎡の土砂を撤去しました。

また、正常な機能の維持や施設の適正な利用を確保するため、公正・公平な許認可事務を行っています。

さらに、公共施設は地域の財産であるとして、愛護の気持ちの高まりからの地域住民の清掃・美化活動などを支援する取組を行っています。

2 課題・問題点

県が管理する河川・海岸施設は、伊勢湾台風後に建設され、老朽化に伴う機能低下などにより、修繕を必要とする箇所が多くあります。

河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、優先度の高い箇所から計画的に取り組む必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティア制度や、地域の自治会等に除草業務を委託する事業など県民との協働事業を推進することも重要です。

3 対応方針

施設本来の機能が常に発揮されるよう、定期的なパトロールや点検を実施し、現状把握に努め、発見された損傷や危険箇所については、必要な応急措置等を行います。また、計画的な施設修繕や更新を行い、効果的、効率的な維持管理に取り組みます。

河川堆積土砂撤去については、優先度や実施方法の考え方を基に選定した当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みを全建設事務所で取り組みます。

また、河川・海岸等の公共施設や空間の利用等に関する許認可について周知を図り、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

継続的かつ活発な地域住民による維持管理を進めるため、市町や関係機関などと連携し、必要な情報提供、広報などに取り組みます。

河川堆積土砂撤去の事例 2級河川安濃川

(津市納所町地内)

施工前



施工後



河川堆積土砂撤去の事例 1級河川宇田口川

(南牟婁郡紀宝町高岡地内)

施工前



施工後



河川堆積土砂撤去の取組

	H23年度		H24年度		H25年度	
	対象土砂量 (万m ³)	事業費 (百万円)	対象土砂量 (万m ³)	事業費 (百万円)	対象土砂量 (万m ³)	事業費 (百万円)
砂利採取	14	0	13	0	15	0
補助災	31	510	8	300	5	162
県単災	5	175	19	756	9	660
河川改修※	9	335	5	453	6	477
河川維持管理※	5	210	7	300	8	350
計	64	1,230	52	1,809	43	1,649

※H26年度当初予算は災害以外で720百万円です。

下水道の整備

1 現 状

快適な生活環境づくりや健全な水環境づくりの実現に向け、汚水処理施設の未普及地域の解消が急務となっています。このため、県内の生活排水の適正な処理の早期実現をめざして策定された「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」(環境生活部所管)に基づき、下水道事業、農業集落排水事業などにより、計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備に市町とともに取り組んでいます。

しかし、本県の下水道普及率は、全国的には未だ低位にあることから、今後も、引き続き、下水道整備を積極的に進めていく必要があります。(下水道普及率：平成9年度末17.8% 全国45位、平成24年度末48.0% 全国39位)

【三重県の下水道事業の実施状況】

下水道事業には、県が実施する「流域下水道事業」と市町が実施する「公共下水道事業」があります。

● 流域下水道事業(県事業)

流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の整備・管理を行っています。

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道(北部処理区・南部処理区)、中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区)、宮川流域下水道(宮川処理区)の3流域6処理区で事業を実施しており、このうち、中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)を除く5処理区を供用しています。

● 公共下水道事業(市町事業)

公共下水道には、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と、独自の終末処理場を有する単独公共下水道があります。

県内29市町のうち23市町(うち流域関連15市町)で下水道整備が計画され、23市町すべてで供用開始されています。また、平成26年度は18市町が下水道事業を実施します。

2 課題・問題点

人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や厳しい財政状況等を踏まえ、計画的かつ効率的な下水道整備に取り組む必要があります。

また、県の流域下水道においても、これまでに整備した施設の老朽化が課題となりつつあることから、今後は、施設の効率的な改築・更新及び維持管理を行っていく必要があります。

さらに、発生が予想される南海トラフ地震に備え、既存の下水道施設に対する地震・津波対策が重要な課題となっています。

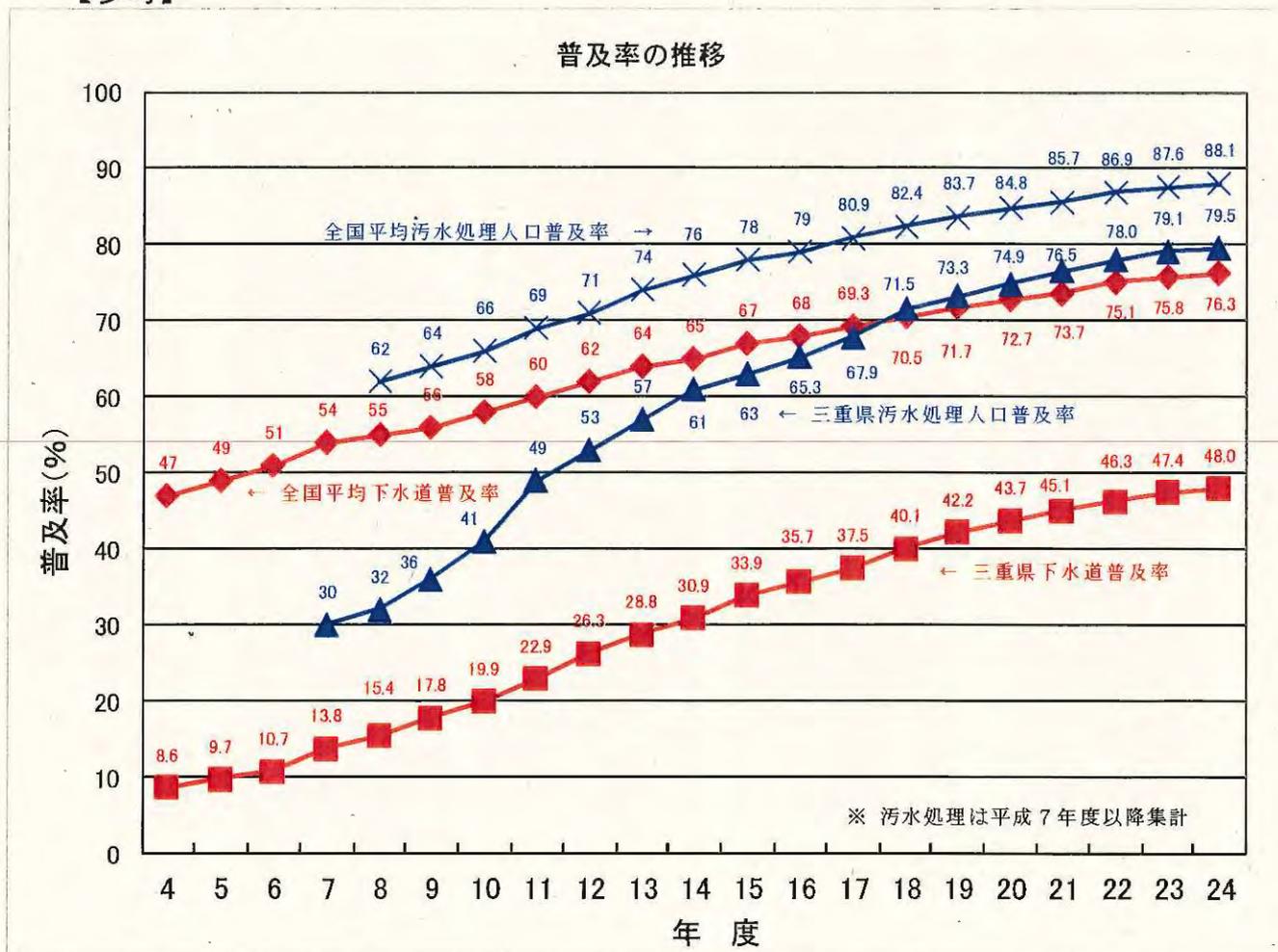
3 対応方針

計画的かつ効率的な整備を図るため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、適切に下水道の整備を実施していきます。なお、「生活排水処理アクションプログラム」は、地域の実情を踏まえ、適宜見直しを行います。

また、施設の老朽化に対しては、施設ごとに策定している長寿命化計画に基づき、適切な改築・更新を実施し、施設を良好な状態に保つ取り組みを進めます。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの下水道施設の地震対策に加え、海岸部に位置する下水処理場等の津波対策についても検討を進めます。

【参考】



※汚水処理人口普及率 × 全国平均88.1% ▲ 三重県79.5% (平成24年度末) …第30位
(下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

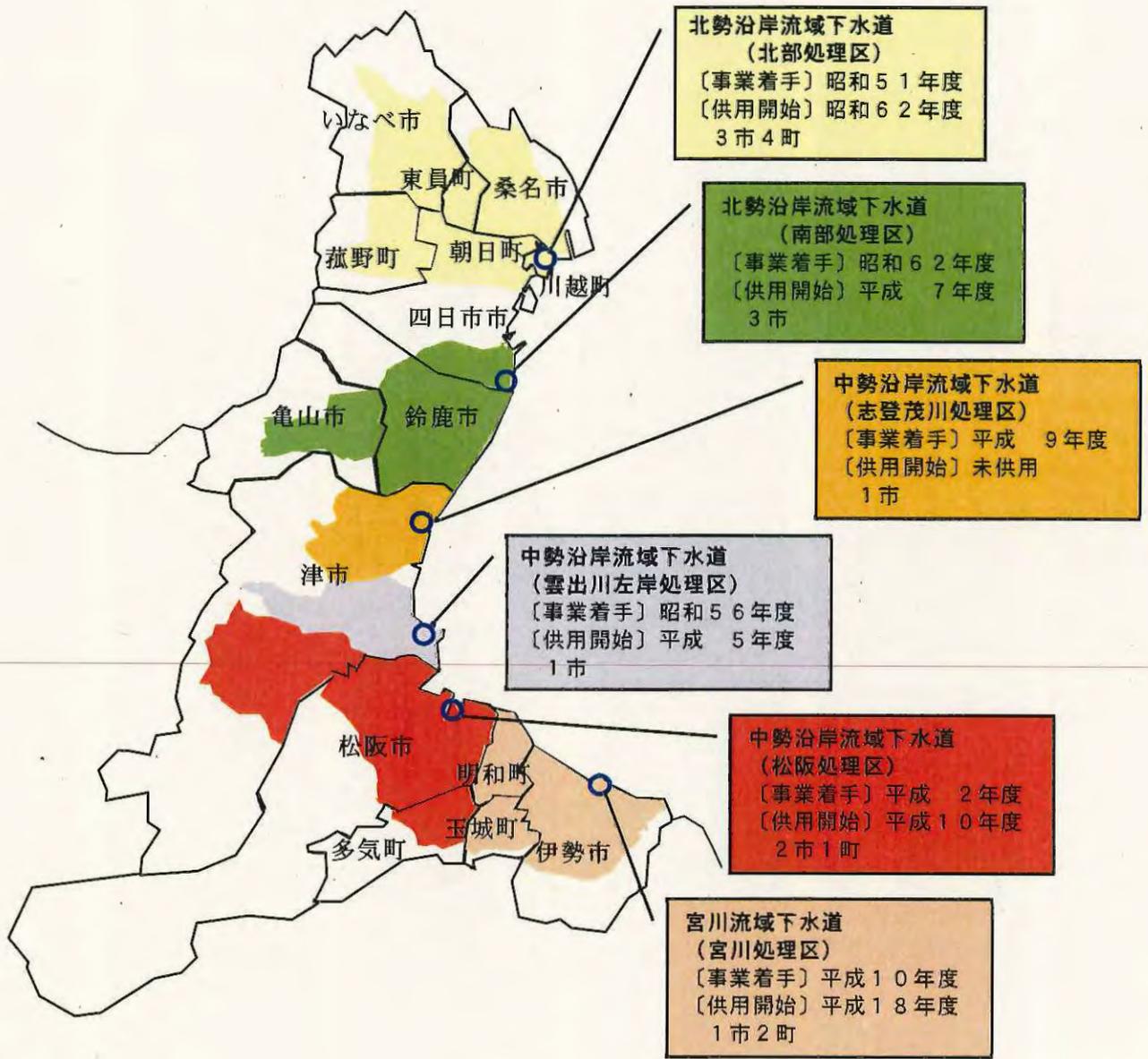
※下水道普及率 ◆ 全国平均76.3% ■ 三重県48.0% (平成24年度末) …第39位
(下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

※平成22年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、岩手県、宮城県、福島県を除いている。

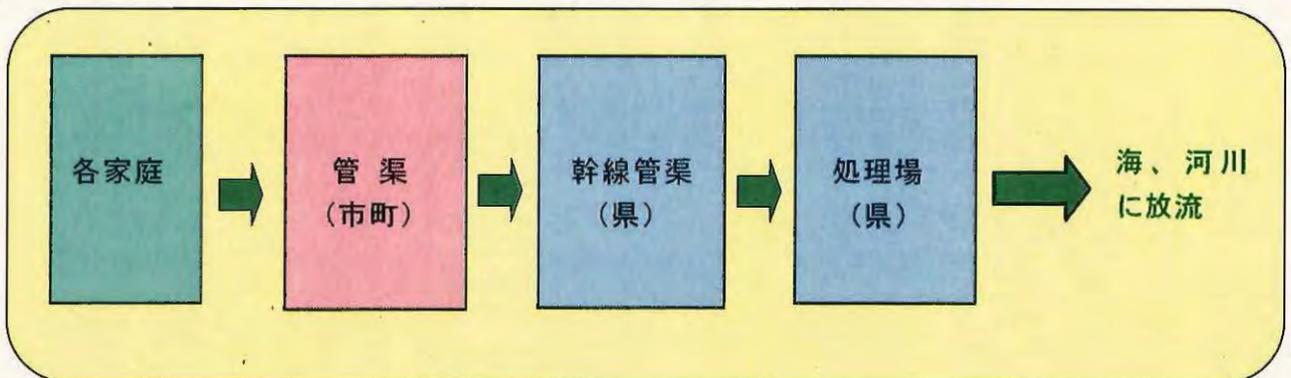
※平成23年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、岩手県、福島県を除いている。

※平成24年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、福島県を除いている。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



災害復旧

1 現 状

(1) 災害復旧事業

地形、地質などの自然的条件から地震・台風・豪雨などによる災害が発生しやすい県土であるため、これらの自然災害により被害を受けた河川、道路、海岸、砂防施設、下水道等の公共土木施設について、被害原因の除去、再度災害防止の観点から単独災害復旧事業（原形復旧）、改良復旧事業を実施しています。通行止めや二次被害の恐れがあるなど早急な対応が必要な箇所について、応急復旧工事を行い被災地域の早期復興、民生安定を図っています。

平成23年災害は、台風12号、15号により紀伊半島を中心に甚大な被害が発生し、公共土木施設災害は、県工事で691件（査定時件数）、約196億円の被害が発生し、このうち熊野地域については、268件、約100億円の被害となりました。

① 単独災害復旧事業（原形復旧）

平成26年3月末時点では、県工事666件のうち647件、約97%完成しています。

② 改良復旧事業

再度災害を防止するため、未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて河川断面の拡幅や道路拡幅等を行う改良復旧事業を、県工事で12件、約66億円（うち災害費約39億円）の事業採択を受けました。

改良復旧事業の平成26年3月末時点における契約率は、約64%となっています。

平成24年災害は、台風4号や台風17号などの影響により、県工事で321件、約48億円の被害が発生し、平成26年3月末時点では、単独災害復旧事業において300件（約94%）が完成しています。

平成25年災害は、9月の台風18号の影響により、伊賀地域を中心に各地で豪雨となり、県工事で335件、約45億円の被害が発生し、平成26年3月末時点では、237件（約71%）の発注を行っています。

(2) 道路啓開対策

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けて、道路啓開マップを作成し、国・市町・建設企業との連携による訓練を実施しました。

また、通信手段確保のための衛星携帯電話の配備を完了し、啓開作業に必要な資機材備蓄のための道路啓開基地整備については、2箇所（全13箇所）、津波に対して粘り強い構造とすることを目的とした道路構造強化については、11箇所（全21箇所）の整備を行いました。

※道路啓開：瓦礫など障害物の除去や段差修正を行い、救援ルートを最優先に確保すること

2 課題・問題点

県民の皆さんの安全・安心の回復のためにも早期復旧に努め、鋭意発注を行ってききましたが、平成23年災害の改良復旧事業については、地元調整等が引き続き必要となります。

道路啓開については、国、県、市町、建設企業等で連携した迅速な対応が必要となります。

3 対応方針

平成23年災害の一日も早い復旧に取り組みます。単独災害復旧事業については、平成26年12月までに完成するよう取り組みます。改良復旧事業については、市町との連携を図り地元理解を得ることに努め、平成26年度末に完成する予定です。

平成24年災害については、平成26年度末に全ての工事完成を目指します。

平成25年災害についても、計画的な工事発注を行い一日も早い復旧を目指します。

道路啓開については、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、引き続き道路啓開基地整備、道路構造強化を進めます。

《災害復旧事業の状況》

平成23年災害

【大馬谷川（熊野市井戸町）】



【被災時】

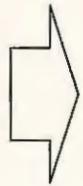


【復旧後】

【七色峡線（熊野市井戸町）】



【被災時】



【復旧後】

平成24年災害

【浪瀬川（鈴鹿市石薬師町）】



【被災時】



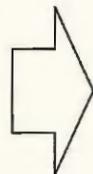
【復旧後】

平成25年災害

【国道163号（伊賀市中村）】



【被災時】



【復旧後】

都市計画の概要と都市計画事業

1 現 状

(1) 本県では、人口減少・超高齢社会に対応するため、集約型都市構造の実現にむけた計画的な土地利用や都市施設の整備などを進めており、現在、24の都市計画区域(25市町)が設定されています。

都市計画区域では、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市計画法に基づき、「三重県都市マスタープラン」を策定し、適正な土地利用と都市計画事業を進めています。

(2) 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、主に次の箇所で街路事業等都市基盤の整備を進めています。

- ・近鉄名古屋線川原町駅付近(四日市市) <立体交差化>
- ・松阪公園大口線(松阪市) <緊急輸送道路、立体交差化、電線共同溝>
- ・伊賀上野橋新都市線(伊賀市) <電線共同溝>
- ・外宮度会橋線(伊勢市) <電線共同溝>
- ・白江地区(鈴鹿市) <土地区画整理(組合施行)>

(3) 潤いある都市環境を形成するため、6箇所の都市公園の整備・管理を行っています。

- ・北勢中央公園(四日市市・いなべ市・菟野町)
- ・鈴鹿青少年の森(鈴鹿市)
- ・亀山サンシャインパーク(亀山市)
- ・県庁前公園(津市)
- ・大仏山公園(伊勢市・玉城町・明和町)
- ・熊野灘臨海公園(紀北町)

2 課題・問題点

(1) 都市計画区域に関しては、市町村合併の結果、一つの行政区域内に線引き・非線引きの都市計画区域が併存している市があり、一貫した方針に基づき、まちづくりを進めていくうえで、支障が生じる恐れがあります。

(2) 南海トラフを震源域とする巨大地震の津波浸水区域内の市街地では、地震・津波災害に強い都市構造の形成が課題となっています。

(3) 都市計画事業に関しては、市町事業や鉄道事業者、電気通信事業者等との調整が不可欠であり、連携を図りながら計画的に進めていく必要があります。

(4) 公園施設の老朽化に対応し、適切かつ効率的な維持管理や計画的な施設の修繕を進めていく必要があります。

3 対応方針

(1) 都市計画区域の再編については、集約型都市構造をめざすとした三重県都市マスタープランのもと、関係市町と十分調整を図りながら、見直しを進めていきます。

(2) 地震・津波災害に強い都市計画を進めるため、「三重県地震津波対策都市計画指針(仮称)」の策定に着手するほか、市町向け研修会等の取組を進めます。

(3) 都市計画事業については、引き続き関係機関との連携を図りながら、効率的・重点的に推進していきます。

(4) 県営都市公園の維持修繕については、平成24年5月に作成した三重県公園施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化対策を進めるとともに、指定管理者等へ維持管理に関するマニュアルを周知徹底します。

鉄道と道路の立体交差化 ～鉄道で分断された市街地の一体化～



都市計画道路松阪公園大口線（松阪市）L = 820m



近鉄名古屋線川原町駅付近（四日市市）

L = 600m

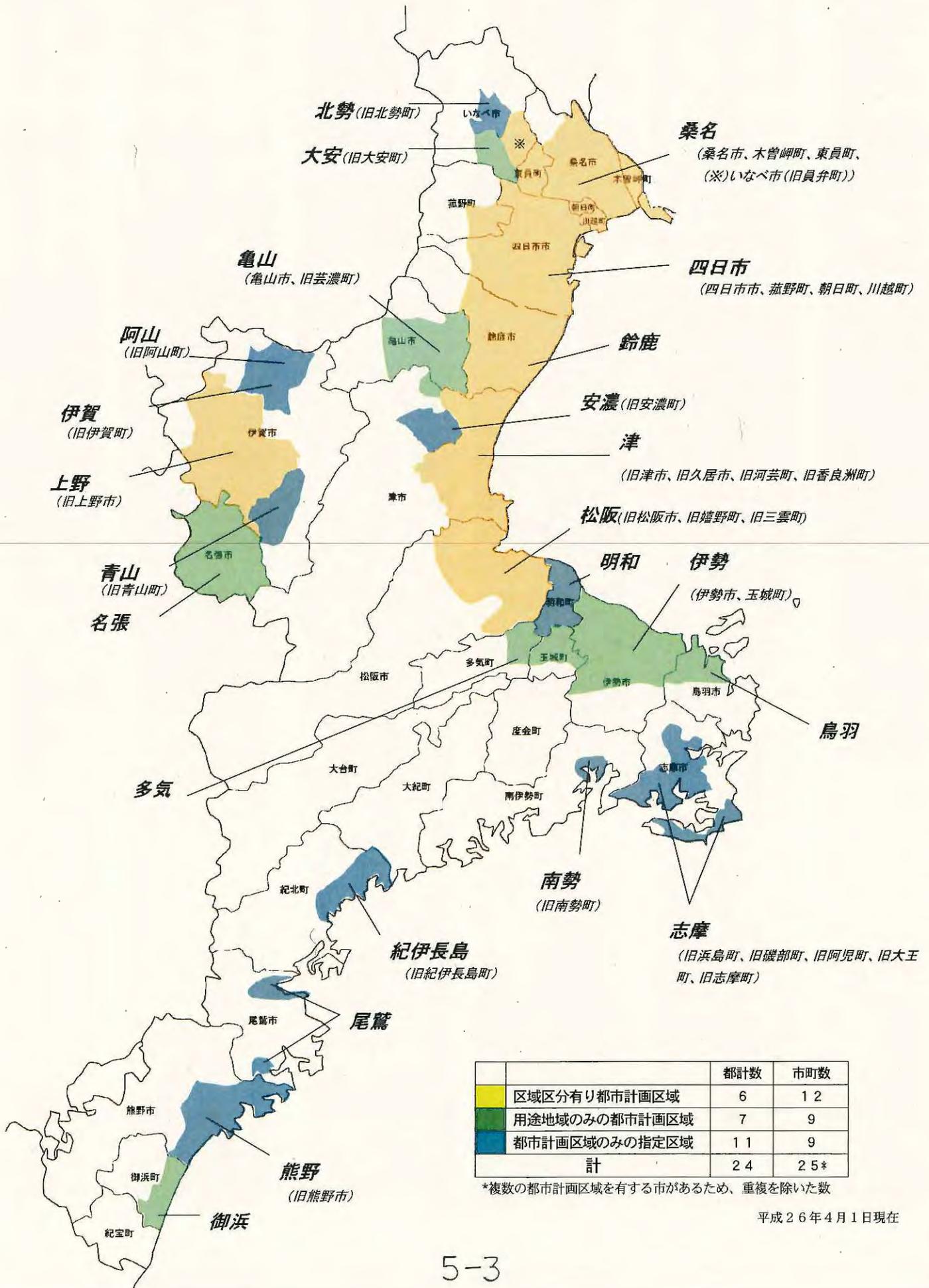
都市公園の管理・運営

～潤いある都市環境の形成～



亀山サンシャインパーク（亀山市）

三重県の都市計画区域



	都計数	市町数
区域区分有り都市計画区域	6	12
用途地域のみ都市計画区域	7	9
都市計画区域のみの指定区域	11	9
計	24	25*

*複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

平成26年4月1日現在

景観まちづくりの推進

1 現 状

- (1) 本県は景観法に基づく景観行政団体として、平成19年に「三重県景観づくり条例」を公布するとともに、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めています。

「三重県景観計画」は、広域的な景観行政団体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、一定の行為に対する届出の基準（景観形成基準と届出対象行為）を定めたもので、建築物の建築等を行う際に景観に配慮したものとなるよう、届出による誘導などを行っています。

また、三重県屋外広告物条例（昭和42年施行）に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物について、必要な規制を行っています。

○景観行政団体：景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は、都道府県との協議（H23.8までは同意）により、景観行政団体になることができます。

※県内の景観行政団体市町：9市（平成26年4月1日現在）

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市

- (2) 社会資本整備については、地域の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い事業の実施が重要となっています。そのため、社会資本整備における住民との協働に取り組む職員の育成、資質向上の取組を進めています。

また、地域住民との協働により、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県管理施設の修景整備（景観まちづくりプロジェクト事業）を実施し、まちの良好な景観形成に寄与するとともに、協働のもと道路の清掃や植栽などに取り組むことで地域の活性化をめざす、日本風景街道「伊勢熊野みち」の活動を支援しています。

2 課 題

- (1) 良好な景観づくりにおいて、県民や事業者、市町と共に景観づくりを県内全域で展開していくとともに、市町の景観計画策定や地域が主体となって取り組む景観づくりへの支援が求められています。

また、屋外広告物の適正な設置に向け、違反屋外広告物の是正に取り組む必要があるとともに、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、きめ細かな対応が可能な市町への権限移譲を進める必要があります。

- (2) 社会資本整備を進める中で住民満足度を高めるため、より一層の職員の資質向上が求められています。

また、協働により整備した道路等の施設を地域の活性化に生かすため、施設を活用してまちづくりに取り組む団体の活動への支援が必要です。あわせて、日本風景街道「伊勢熊野みち」構成団体の取組の活性化のため、啓発・PRや、構成団体間の連携強化・交流促進の支援が求められています。

3 対応方針

(1) 良好な景観づくりの推進のため、三重県景観計画に基づく届出に関する相談・審査を行うとともに、県民や市町の景観意識の高揚と普及啓発に取り組みます。

さらに、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりへの支援のため、景観アドバイザーの派遣等を行うとともに、市町の景観行政団体化に向けた取組支援として、市町との意見交換や市町主催の景観計画策定委員会への職員派遣等を行います。

あわせて、世界遺産に登録されている熊野川左岸流域の景観を保全するため、市町や地域住民との協働のもと、対岸の和歌山県とも連携し、平成27年度の運用開始に向け、熊野川流域景観計画（仮称）の策定に取り組みます。

また、屋外広告物の適正な設置のため、広告主等を対象に屋外広告物に関する規制制度の普及啓発を行うほか、違反屋外広告物の是正の取組を進めるとともに、引き続き市町への三重県屋外広告物条例に基づく事務の権限移譲に向けた働きかけを行います。

(2) 社会資本整備がよりの確で効率的に進められるよう、職員の協働に対する資質向上のための研修を実施します。

また、引き続き、地域の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い社会資本整備の実現に向け、景観まちづくりプロジェクト事業を実施し、その成果を生かしたまちづくり活動への支援と協働の取組を県内に広めるため、地域のまちづくり団体を対象としたシンポジウムを開催します。あわせて、日本風景街道「伊勢熊野みち」推進協議会を開催し、協議会構成団体間の交流等を図ります。

景観まちづくりプロジェクト事業実施箇所



上多気地区（津市）伊勢本街道



外宮前地区（伊勢市）外宮参道



美旗地区（名張市）初瀬街道



三木里地区（尾鷲市）三木里海岸堤防

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

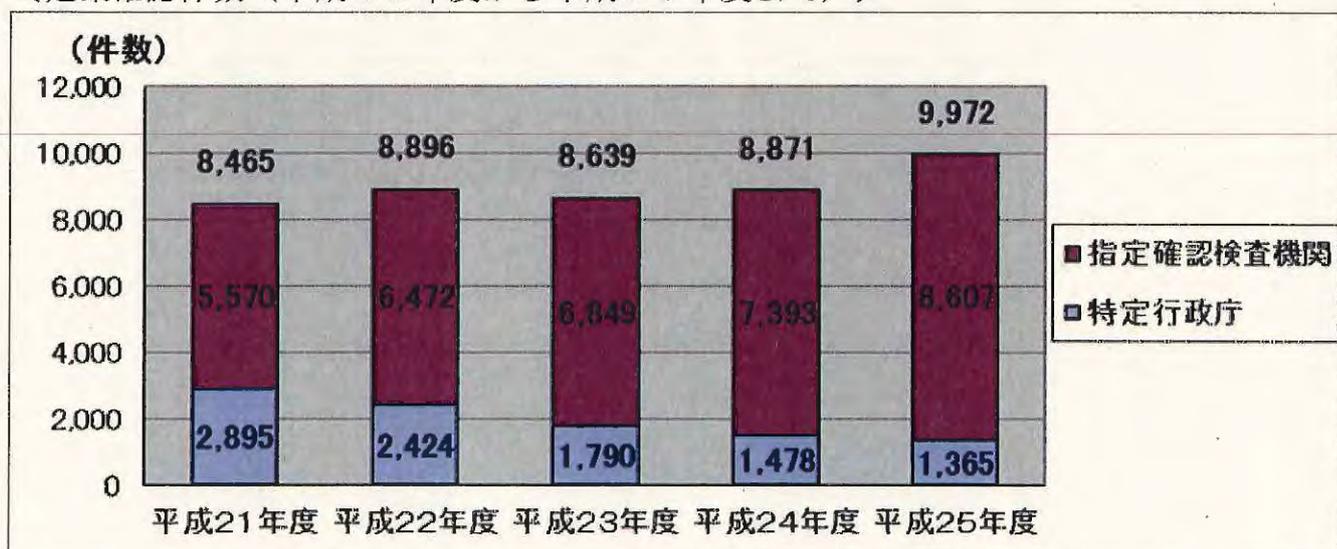
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査やその他建築物の特例許可及び認定などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市は特定行政庁として全ての建築物に関する建築行政を、伊賀市、名張市及び亀山市は限定特定行政庁として小規模な建築物に関する建築行政を行っています。

また、建築行政のうち建築確認及び検査については民間の指定確認検査機関でも行っており、県内の円滑な建築行政を推進するため、各市との連携に加え、民間の指定確認検査機関との連携が県の重要な役割となっています。

平成25年度の建築確認件数は9,972件で、過去5年間における特定行政庁及び指定確認検査機関の件数の推移は下表のとおりであり、指定確認検査機関の割合は年々増加しています。

< 建築確認件数（平成21年度から平成25年度まで） >



2 三重県の開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

この開発行政においても、権限移譲に取り組んでおり、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市において開発行政が行われています。

また、県内の円滑な開発行政を推進するため、開発行政を行っている4市との連携が県の重要な役割となっています。

平成25年度の開発許可件数は、三重県175件、四日市市113件、津市36件、鈴鹿市42件、桑名市44件で、合計410件となっています。

建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

建築物の耐震対策

I 木造住宅耐震化

1 現 状

東海・東南海・南海地震に備え、住まいとまちの耐震化のため、平成27年度末の耐震化率90%を目標に、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の耐震診断補助及び耐震補強工事補助等に取り組んでいます。

【耐震診断補助の実績】

（単位：戸）

	平成14～ 20年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	累計
予算戸数	39,700	3,000	3,000	2,700	3,000	3,170	54,570
実績戸数	18,847	1,940	2,333	4,025	2,904	1,647	31,696

【耐震補強工事補助の実績】

（単位：戸）

	平成14～ 20年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	累計
予算戸数	1,200	250	250	240	250	463	2,653
実績戸数	624	124	214	234	416	326	1,938

※平成25年度末耐震化率推計85.2%

2 課題・問題点

耐震診断戸数に占める耐震補強工事戸数は約6.1%と低い割合に留まっています。耐震化を促進するために市町と協働で直接住民に働きかけるきめ細かな取組が必要です。

3 対応方針

- ① 耐震補強工事補助事業に対する需要に的確に対応することをはじめとして、着実な事業執行に努めます。
- ② 行政の補助事業について広く周知を行うとともに、補強工事实施を促す補強相談会や防災教育活動といった直接住民に働きかける取組について、市町及び関係団体と連携して全市町で行えるように取り組んでいきます。

【木造住宅耐震化に関する補助制度】

（対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）

	補 助 額
①耐震診断支援	全額
②耐震補強設計補助	耐震補強設計費の3分の2（上限16万円）
③耐震補強工事補助	耐震補強工事費の3分の2（上限60万円） さらに11.5%に15.45万円を加算（上限56.55万円） また耐震補強工事と同時に行うリフォーム工事については 工事費の3分の1（上限20万円）
④簡易耐震補強工事補助	簡易耐震補強工事費の3分の2（上限30万円）

II 大規模建築物耐震対策促進事業

1 現 状

平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、国は、人的・経済的被害を可能な限り軽減するため、不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震診断及び診断結果の公表を義務付ける旨の耐震改修促進法の改正を行い、平成25年11月25日から施行しました。(耐震診断結果の報告期限は平成27年末まで)

この法改正にあわせ、国は、耐震診断が義務化される建築物に対し、耐震化を強力に促進するため、地方公共団体が補助を行った場合には、国の補助額をさらに加算する制度を創設しました。

本県においても、この国の補助制度を活用し、不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するために、耐震診断の支援を行うとともに、緊急に安全性を高めていく必要がある建築物に対する耐震改修の支援を行います。

【耐震診断費補助制度】平成25年度12月補正予算において創設

- 対 象：耐震改修促進法の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務化された以下の建築物
- ・不特定多数が利用する大規模建築物（ホテル・旅館、店舗等）
 - ・避難弱者が利用する大規模建築物（学校、老人ホーム等）
 - ・火薬類、石油類等の危険物を、一定量以上貯蔵又は処理している大規模建築物（工場等）

○補助率：10 / 10

○負担割合：国 1/2 県 1/4 市町 1/4

【耐震改修費補助制度】平成26年度当初予算において創設

- 対 象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化された建築物のうち、以下のいずれかに該当する建築物
- ・災害時に避難所として活用される建築物（ホテル・旅館等）
 - ・災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物（病院・学校等）

○補助率：44.8%

○負担割合：国 1/3 県 5.75% 市町 5.75%

2 課題・問題点

- (1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の早期の耐震化を促進するために、当該建築物等の所有者に早期の耐震診断及び耐震改修を行っていただく必要があります。
- (2) 不特定多数が利用する大規模建築物が存在する市町において補助制度を創設する必要があります。

3 対応方針

- (1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に対して、市町と連携して耐震化の意向調査を行うとともに、補助制度の周知を徹底するなど、耐震化の働きかけを行っていきます。
- (2) 不特定多数が利用する大規模建築物等が存在する市町のうち、補助制度を創設していない市町に対して補助制度を創設するよう働きかけを行っていきます。

県営住宅の管理

1 現 状

現在、61団地の県営住宅を管理しており、平成26年4月1日現在の入居可能戸数は3,551戸であり、そのうち入居戸数は2,922戸（入居率82.3%）となっています。

県営住宅の維持管理を中心とした業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、平成26年度から5年間ブロックごとに以下の指定管理者により管理を行っていきます。

- 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
- 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

県営住宅については、新規建設や建替えは行わず、既存ストックを有効活用することとしており、早期の予防的・保全的な管理・修繕を行うことにより既存県営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、平成22年度に「三重県公営住宅等長寿命化計画」（平成23年度～32年度）を策定し、外壁改修や住戸内のバリアフリー化を進めています。

なお、県営住宅の耐震対策については、耐震診断結果に基づく耐震補強及び用途の廃止により、平成22年度末までに完了しています。

2 課題・問題点

平成11年度以降、法的措置も含めた家賃の滞納対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9,000万円あった収入未済額は、平成25年度決算（見込）で約1,000万円にまで減少しています。今後も継続した滞納対策を行う必要があります。

3 対応方針

家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が大切であるため、家賃の口座振替の利用拡大を図るとともに、滞納初期段階における電話や文書、訪問による督促の強化等の対策を講じていきます。

県営住宅の施設管理については、指定管理者が行う維持管理とともに、「三重県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、対象となる32団地1,681戸の改修・改善を進めていきます。

三重県 県営住宅位置図

(平成26年4月1日現在)

桑名市	団地名	所在地	管理戸数
	森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)			79

鈴鹿市	団地名	所在地	管理戸数
	高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
	十宮	十宮4丁目	25
	桜島	桜島5丁目	200
龜山市	鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)			376

菟野町	団地名	所在地	管理戸数
	大羽根	大羽根	10
川越町	豊田一色	豊田一色	34
四日市市	高見ヒルズ	市場町	60
	あこず	赤水町	166
	河原田	河原田町	72
	高花平	高花平5丁目	24
	笹川	笹川9丁目	366
	笹川第2	笹川3丁目	88
	曙	曙1丁目	20
	泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内 (10団地)			846

伊賀市	団地名	所在地	管理戸数
	依那具	依那具	16
	カ-サ上野	ゆめが丘2丁目	80
	荒木	荒木	113
	清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	木根	長田字寺垣内	8
名張市	蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)			305

津市	団地名	所在地	管理戸数
	千里	千里ヶ丘	516
	サンシャイン千里	千里ヶ丘	80 (20)
	白塚	白塚町白池	200
	一身田	一身田町	388
	江戸橋	江戸橋2丁目	108
	島崎	島崎町	24
	パールハイソ西丸之内	西丸之内	34
	神戸	神戸	88
	船頭町	船頭町	60
	半田	半田高松	26
	結城	大字津興	120
	野村	久居野村町	10
	新町	久居新町	48
	ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数) (14団地)			1726 (20)

松阪市	団地名	所在地	管理戸数
	エスベラント末広	末広町2丁目	62 (8)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町をこそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	宝塚	宝塚町	28
	上川	上川新田	44
	上川第2	上川登り立ち	68
	和屋	和屋町字鏡田	68
松阪建設事務所管内(特公賃は外数) (8団地)			454 (8)

尾鷲市	団地名	所在地	管理戸数
	泉	中井浦字泉	16
	垣ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)			38

伊勢市	団地名	所在地	管理戸数
	鞆田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)			135

鳥羽市	団地名	所在地	管理戸数
	安楽島	安楽島町	8
	堅神	堅神	6
鳥羽建設事務所管内 (2団地)			14

熊野市	団地名	所在地	管理戸数
	井戸	井戸町字乗須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	有馬	有馬町	8
	久生屋	久生屋字姥前	16
御浜町	オレンジハイソ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (6団地)			92

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	20
エスベラント末広	松阪市末広町2丁目	8
特公賃計		28

	管理戸数合計	団地数合計
一般公営住宅	4085	61
特定公共賃貸住宅	28	
合計	4093	61